

一部製品の輸出税額還付を取り消すことに関する通知
財税〔2010〕57号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局：

国務院の批准を経て、2010年7月15日より以下の商品の輸出税額還付を取り消す。

1. 一部の鋼材。
2. 一部の有色金属加工材。
3. 銀粉。
4. アルコール、コーンスターチ。
5. 一部の農薬、医薬、化学工業製品。
6. 一部のプラスチック及び製品、ゴム及び製品、ガラス及び製品。

輸出税額還付を取り消す具体商品名称及び商品コードは付属文書を参照のこと。

具体的な執行時間は、「輸出貨物報関単（輸出税額還付専用）」に税関が明記している輸出日時を基準とする。

付属文書：輸出税額還付を取り消す商品明細（略）

財政部 国家税務総局
二〇一〇年六月二十二日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司/呉 明憲）